

HSBC チャイナファンド VA
(適格機関投資家専用)

特別勘定で組入れる投資信託に関する情報

I 投資信託(ファンド)の状況

A 投資信託(ファンド)の性格

1 名称

HSBC チャイナ ファンド VA (適格機関投資家専用)

2 目的および基本的性格

当ファンドは、「HSBC チャイナ マザーファンド」*1 への投資を通じて、主に中華人民共和国*2 の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

*1 以下、「マザーファンド」といいます。 *2 以下、「中国」といいます。

当ファンドは、「追加型投信/海外/株式」*に属します。

* 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内	株式 債券	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり
	海外	不動産投信	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本 北米 欧州		
	内外	その他資産 資産複合	不動産投信 その他資産(投資信託証券(株式)) 資産複合	年4回	アジア	ファンド ・オブ ファンズ	なし
			不動産投信	年6回 (隔月)	オセアニア		
			資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月) 日々 その他	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング		

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「株式」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産(投資信託証券(株式))」は、投資対象資産による区分がその他資産(投資信託証券)で、親投資信託への投資を通じて株式に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3) 投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「株式」と記載しております。

2) 決算頻度による属性区分

「年1回」は、目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

- 3) 投資対象地域による属性区分
「アジア」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 4) 投資形態による属性区分
「ファミリーファンド」は、目論見書または約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象とするものをいいます。
- 5) 為替ヘッジによる属性区分
「為替ヘッジなし」は、目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

- ・「ファミリーファンド方式」とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。

3 特色

1) 中国の株式等に投資します。

- ・マザーファンドへの投資を通じて、以下の株式等に投資します。

投資対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ・中国国内の企業 ・中国経済の発展と成長に関連し、収益のかなりの部分を中国国内の活動から得ている、中国以外の国の企業
投資対象有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・中国の証券取引所(香港証券取引所、上海証券取引所、深セン証券取引所)に上場あるいはその他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている投資対象企業の株式 ・投資対象企業の ADR(米国預託証券)や GDR(グローバル預託証券) 等 ※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。

- ・株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2) HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドが運用を行います。

- ・運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。
- ※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

・投資プロセス



<投資プロセスの主要分析要因>

収益の持続性

再投資機会

キャッシュフロー&会計

経営

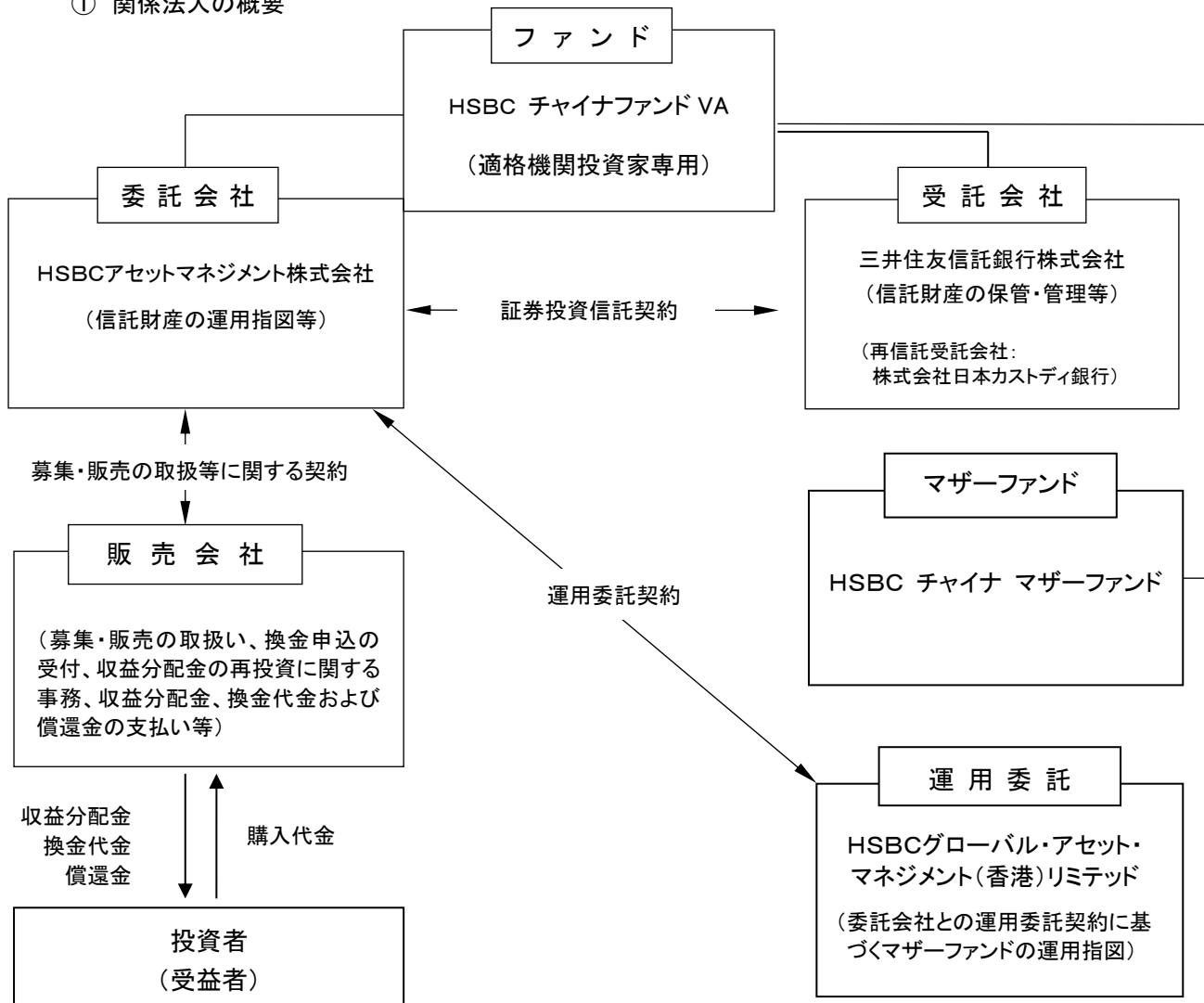
バリュエーション

投資結果

- ・HSBCアセットマネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

4 仕組み

① 関係法人の概要



② 委託会社の概況

- 1) 資本金の額(当冊子作成時現在): 495 百万円
- 2) 会社の沿革
 - 1985年 5月 27日 ワードレイ投資顧問株式会社設立
 - 1987年 3月 12日 投資顧問業の登録
 - 1987年 6月 10日 投資一任契約にかかる業務の認可
 - 1994年 2月 17日 エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更
 - 1998年 4月 24日 エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
 - 1998年 6月 16日 証券投資信託委託業の認可
 - 2003年 3月 1日 HSBCアセット・マネジメント株式会社に商号変更
 - 2005年 4月 25日 HSBC投信株式会社に商号変更
 - 2007年 9月 30日 金融商品取引業の登録
 - 2021年 11月 1日 HSBCアセットマネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

(当冊子作成時現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・パン キング・コーポレイション・リミテッド	香港クイーンズロード・セントラル 1 番地	2,100	100.00

B 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として中国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

- ① 主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- ② 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用(主として中国の証券取引所に上場されている株式、もしくは同国にある証券取引所に準ずる市場で取引されている株式、あるいは中国経済の発展と成長に係わる企業および収益のかなりの部分を中国内の活動から得ている企業の発行する株式に投資)を直接行うことがあります。
- ③ 上記の証券取引所は、香港、上海、深センの証券取引所をいいます。ただし、その他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式も投資対象とすることがあります。
- ④ 株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記の運用が行われないことがあります。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいいます。)を行うことができます。

※当ファンドの投資対象の詳細につきましては「C その他詳細情報」をご参照ください。

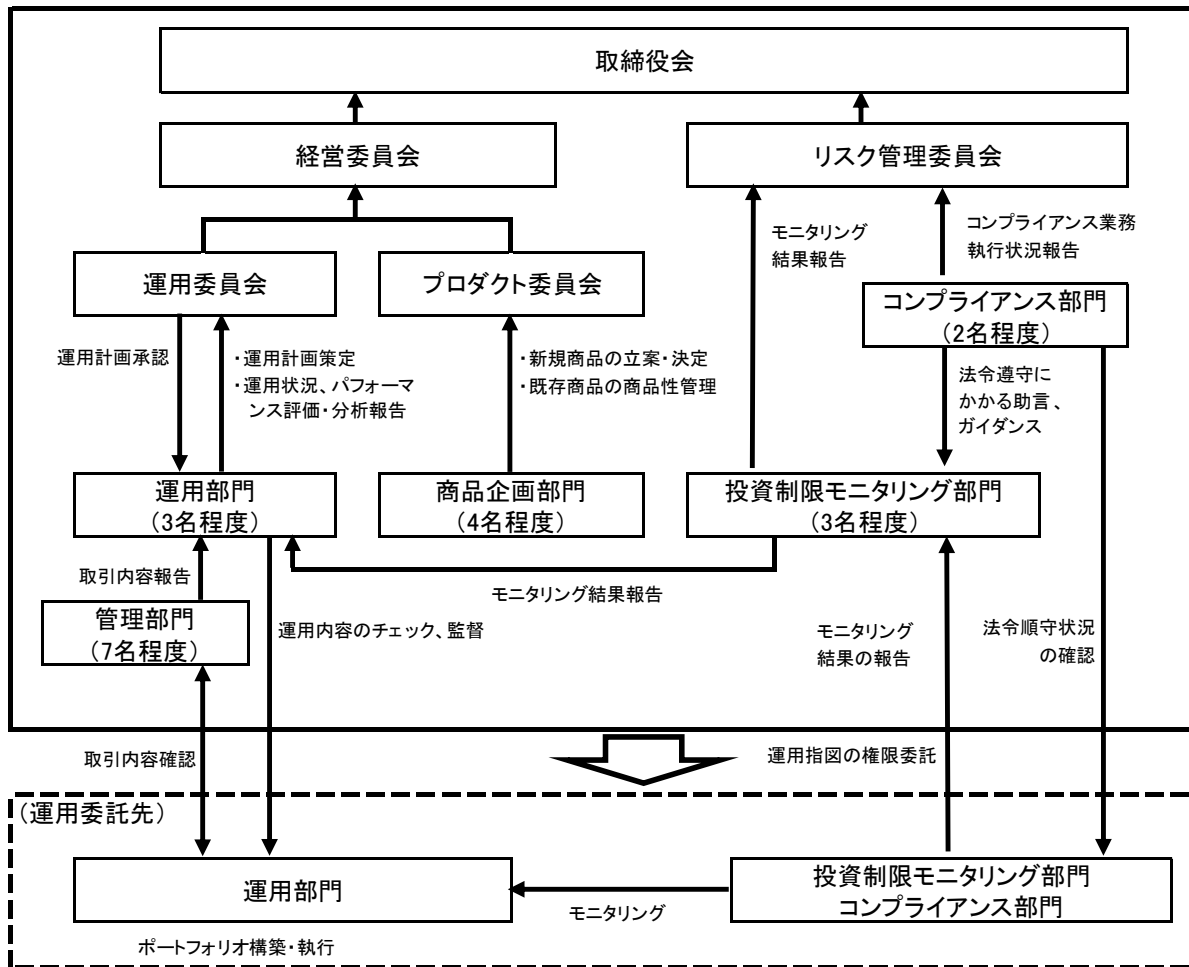
【参考情報】「HSBC チャイナ マザーファンド」の投資方針と主な投資対象

- ① 主として中国の証券取引所に上場されている株式、もしくは同国にある証券取引所に準ずる市場で取引されている株式、あるいは中国経済の発展と成長に係わる企業および収益のかなりの部分を中国内の活動から得ている企業の発行する株式に投資して中長期的に信託財産の成長を目指した運用を行います。
- ② 上記の証券取引所は、香港、上海、深センの証券取引所をいいます。ただし、その他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式も投資対象とすることがあります。
- ③ 運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- ④ 以下に掲げる有価証券への投資も行います。
 - － 転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債
 - － 優先株
 - － 投資信託証券
 - － 新株引受権証券および新株予約権証券
- ⑤ 株式の組入比率は、原則として高位に維持します。
- ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦ デリバティブ取引(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいいます。)は、ヘッジ目的で行うことを基本とします。

(注)2023 年 10 月 27 日以降、デリバティブ取引(法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)は、ヘッジ目的に限定する予定です。

※マザーファンドの投資対象の詳細につきましては「C その他詳細情報」をご参照ください。

2 運用体制



■当ファンドの運用

当ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの運用は、委託会社との運用委託契約に基づき、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッド(運用委託先:投資顧問会社)が行います。

■当ファンドの運用管理体制

委託会社は以下の通り、運用委託先の運用状況を監視し管理します。

運用委託先運用部門で執行する取引内容は、管理部門が確認し、運用部門へ報告します。

運用部門は、管理部門からの取引報告をもとに運用委託先運用部門が行う運用内容のチェックおよび監督を行います。

投資ガイドライン(法令・社内ルールを含む)の遵守状況については、運用部門から独立した投資制限モニタリング部門が、売買発注システム等を利用して日々モニタリングを行い、ガイドライン違反等で是正が必要と認められた場合には、運用委託先運用部門に対して必要な措置を講じるよう求めます。

なお、運用の内容や違反等において法令遵守に関する確認が必要な場合には、コンプライアンス部門から適切にガイダンスを得たうえで対応を行います。投資ガイドラインのモニタリング状況は定期的にはリスク管理委員会等に報告され、委託会社においてモニタリング状況の組織的なレビューを行っています。

コンプライアンス部門は、運用委託先投資制限モニタリング部門およびコンプライアンス部門の法令遵守状況を確認します。

なお運用委託先において、運用部門が適正な運用を行っているかを、運用委託先コンプライアンス部門がモニタリングしています。

■運用体制の監督機関

・運用委員会

ファンド運営上の諸方針の立案・決定を行います。

・プロダクト委員会

新ファンドの立案・決定、既存ファンドの商品性管理を行います。

・経営委員会

上記委員会の上部機関として、ファンド運営体制を経営の立場から監督します。

・リスク管理委員会

ファンド運営上のリスクマネジメント、コンプライアンス、法令遵守体制等のチェックを行います。

■受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領します。

■ファンドの運用に関して、以下のような運用規則を設けています。

(法令等の遵守)

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

(秘密の厳守)

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えられとされる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

(忠実義務)

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

(最良執行方針)

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

(善管注意義務)

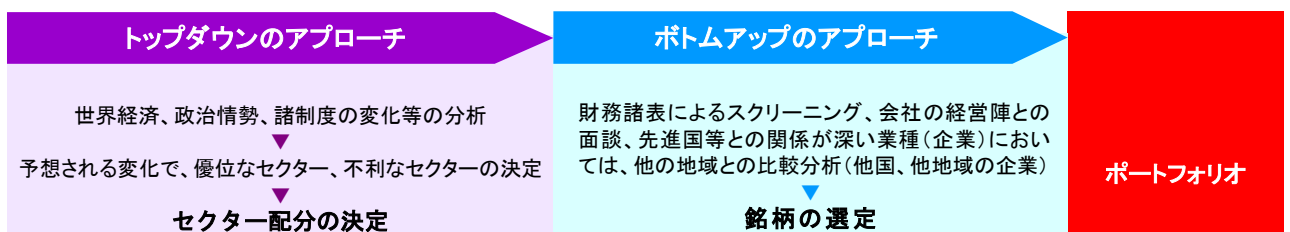
運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

(運用計画の策定および実行)

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

＜HSBCアセットマネジメントの投資プロセス＞

株価は企業の業績やマクロ経済の動向等様々な要因で変動します。そのため、委託会社が属するHSBCアセットマネジメントでは1つの投資決定方法に偏ることなく、景気サイクル等の分析(トップダウン)と徹底した企業分析(ボトムアップ)を併用しています。



※上記は当冊子作成時現在で知りうる情報であり、今後変更になる可能性があります。

3 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 資金借入は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑨ 公社債の空売りは行わないものとします。

※投資制限の詳細につきましては、「C その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンド(「HSBC チャイナ マザーファンド」)の主な投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 公社債の空売りは行わないものとします。
- ⑨ 上記①から⑧までの記載にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※マザーファンドの投資制限の詳細につきましては、「C その他詳細情報」をご参照ください。

4 投資リスクについて

(投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また収益や投資利回り等も未確定の商品です。)

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。当ファンド(マザーファンドを含みます。)の主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

① 基準価額の変動リスク

1) 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

2) 信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可

能性があります。また、債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。また、基準価額の下落要因となります。

3) 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

4) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。また、中国 A 株への外国人による投資については、送付金の規制を受けるため、中国 A 株からの回金に時間を要することがあります。

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制や税制の変更、新たな規制が設けられた場合には、基準価額が影響を受けることや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

6) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

② デリバティブ取引のリスク

デリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間に相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等の様々なリスクが伴います。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることもあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

③ 中国A株投資にかかる留意点

当冊子作成時現在、中国A株への投資については、主に、上海・香港両取引所間での株式売買注文相互取次制度および深セン・香港両取引所間での株式売買注文相互取次制度(合わせて以下、「株式売買注文相互取次制度」といいます。)を通じて行います。

株式売買注文相互取次制度は比較的新しい制度であり、規制や決済、売買慣行等が必ずしも安定していないため、今後規制等の大幅な変更により、当ファンドにおいて影響を受け、その結果、当ファンドが不利益を被る可能性があります。

中国の国内証券市場および証券投資に関する枠組みは、中国当局の裁量に大きく影響を受けます。海外からの投資規制や海外への送金規制などの種々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられた場合には、中国A株市場への影響や運用上の制約を受ける可能性があります。また、中国A株投資についての課税上の取扱いについては、中国の税法、規則および慣行に従うため、課税上の取扱いが変更された場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

※上記③の記載は、当冊子作成時現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。また、中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。

※上記③の記載は、中国A株投資にかかる主な留意点について説明したものであり、全ての留意点を網羅したものではありません。

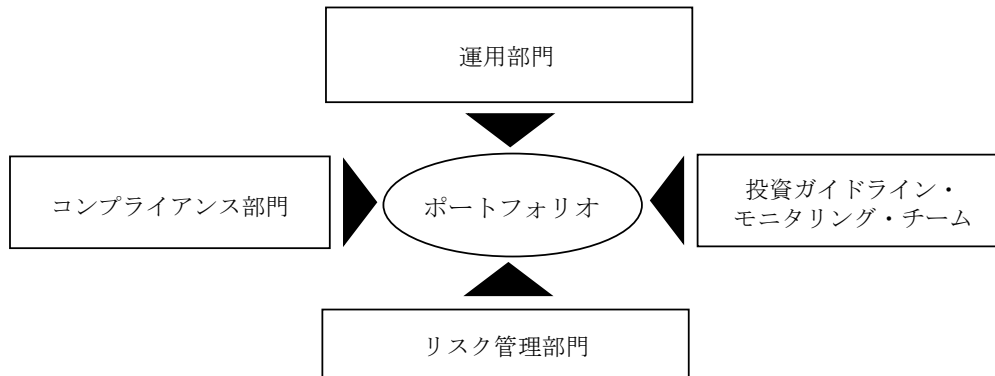
※運用に際しては、上記、中国A株投資にかかるリスクおよび制約を勘案して、ポートフォリオの構築を行いますが、投資環境、規制環境、運用資産状況の変化、運用上の制約、市場動向等により、上記、中国A株投資にかかるリスクが当ファンドにおいて顕在化し、損失が発生する可能性があります。

④ その他の留意点

- 1) 当ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。
- 2) 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 3) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

- 4) 法令・税制・会計方法は今後変更される可能性があります。
- 5) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売(購入代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
- 6) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

運用リスクの管理体制は以下の通りです。



運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会(運用拠点により呼称が変わることがあります。)において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

- ・運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
- ・投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。
- ・リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

その他、HSBCグループの監査部門による内部監査、外部監査法人による会計監査も行われております。以上のとおり、社内外の牽制により、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。運用リスクに対する管理については、HSBCアセットマネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は当冊子作成時現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

流動性リスクの管理については、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 (6) 外国の者に対する権利で前記(5)の権利の性質を有するもの
 当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記(1)から(6)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

2 HSBC チャイナ ファンドVA (適格機関投資家専用) の投資制限

①当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- (a) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
 (b) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 (c) 投資する株式等の範囲
1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- (d) 同一銘柄の株式等への投資制限
1. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
 2. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
 3. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
 4. 前記1.から3.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限
1. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 2. 前記1.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (f) 投資信託証券への投資制限
1. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 2. 前記1.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (g) 信用取引
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 前記1.の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付に係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済する

ための指図をするものとします。

(h) 先物取引等

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(i) スワップ取引

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下スワップ取引といいます)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間(信託契約締結日から、信託終了日または信託解約の日までをいいます。以下同じ。)を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(j) 金利先渡取引および為替先渡取引

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(k) 有価証券の貸付

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.(i)(ii)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(l) 公社債の空売り

委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができないものとします。

(m) 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

- (n) 外国為替予約
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 2. 前記 1. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 3. 前記 2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (o) 一部の解約請求および有価証券の売却等の指図
委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- (p) 再投資
委託会社は、前記 (o) の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- (q) 資金の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- (r) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ② 「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係政省令には以下のような投資制限があります。
- (a) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)
委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。
- (b) デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行うまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

【参考情報】HSBC チャイナ マザーファンドの投資対象

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。)
3. 金銭債権
4. 約束手形

(2)特定資産以外の資産で、次に掲げる資産

1. 為替手形

②投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社(運用についての投資に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。)は、信託金を、主として次の(1)から(22)までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証券
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 - (6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記(1)から(11)の証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - (14) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - (16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - (17) 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - (20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22) 外国の者に対する権利で(21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券ならびに(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形

(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(6) 外国の者に対する権利で前記(5)の権利の性質を有するもの

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記(1)から(6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができるものとします。

【参考情報】HSBC チャイナ マザーファンドの投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 公社債の空売りは行わないものとします。
- ⑨ 先物取引等の運用指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
 - (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑩ スワップ取引の運用指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑫ デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑬ 信用取引
 - (a) 委託会社は信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超え

ることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

- ⑭ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑮ 公社債の借入れ
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
(b) 前記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
(d) 前記(a)の借入れに係る品借料は信託財産から支払います。
- ⑯ 外国為替予約の指図および範囲
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
(b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
(c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ⑰ 信用リスク集中回避のための投資制限
上記①から⑯までの記載にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

D 運用状況

1 投資状況(2023年6月末現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	728,719,311	100.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△3,261,169	△0.45
合計(純資産総額)		725,458,142	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。(以下同じ。)

【参考情報】HSBC チャイナ マザーファンド(2023年6月末現在)

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	ケイマン	5,433,156,511	37.45
	バミューダ	72,802,125	0.50
	香港	1,488,305,205	10.26
	中国	6,203,262,858	42.75
	小計	13,197,526,699	90.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,311,336,583	9.04
合計(純資産総額)		14,508,863,282	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	—	14,492,420	△0.10

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

2 投資資産(2023年6月末現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	HSBC チャイナ マザーファンド	96,706,122	8.5262	824,535,738	7.5354	728,719,311	100.45

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.45
合計	100.45

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】HSBC チャイナ マザーファンド(2023年6月末現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	226,500	7,677.50	1,738,953,750	6,171.60	1,397,867,400	9.63
ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	ソフトウェア・サービス	468,832	2,148.21	1,007,154,279	1,520.69	712,952,822	4.91
香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	6,481,000	98.22	636,581,858	93.42	605,487,425	4.17
ケイマン	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	211,880	2,676.95	567,192,166	2,823.10	598,158,428	4.12
ケイマン	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者サービス	253,310	3,185.73	806,978,361	2,306.95	584,373,505	4.03
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHINA	保険	622,000	1,177.17	732,201,751	924.07	574,774,650	3.96
中国	株式	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	食品・飲料・タバコ	15,736	35,563.10	559,621,029	34,261.79	539,143,666	3.72
香港	株式	CNOOC LTD	エネルギー	2,283,000	218.05	497,809,932	206.09	470,503,470	3.24
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-A	保険	375,200	1,064.94	399,565,610	925.66	347,309,499	2.39
中国	株式	ZHEJIANG SANHUA INTELLIGEN-A	資本財	543,200	536.59	291,480,282	613.77	333,404,133	2.30
ケイマン	株式	PDD HOLDINGS INC-ADR	一般消費財・サービス流通・小売り	32,101	14,783.18	474,554,874	9,989.81	320,682,923	2.21
ケイマン	株式	BAIDU INC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	120,938	2,549.67	308,351,991	2,490.10	301,147,714	2.08
中国	株式	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	資本財	65,022	4,908.80	319,180,019	4,448.38	289,243,211	1.99
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-A	銀行	2,139,200	133.88	286,408,456	123.95	265,164,794	1.83
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK-H	銀行	381,500	946.23	360,987,848	666.92	254,431,887	1.75
中国	株式	LUXSHARE PRECISION INDUSTR-A	資本財	385,801	589.89	227,580,748	647.96	249,985,708	1.72
中国	株式	HUNDSUN TECHNOLOGIES INC- A	ソフトウェア・サービス	260,000	935.64	243,268,273	905.67	235,474,779	1.62
香港	株式	CHINA MOBILE LIMITED	電気通信サービス	196,000	1,209.38	237,040,367	1,171.97	229,707,100	1.58
ケイマン	株式	SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP COMPANY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	156,100	2,115.10	330,168,085	1,430.97	223,375,197	1.54
中国	株式	CHINA TELECOM CORP LTD	電気通信サービス	3,114,000	71.47	222,561,798	69.00	214,881,570	1.48
中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	エネルギー	2,376,000	85.12	202,262,470	83.06	197,362,440	1.36
ケイマン	株式	NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	消費者サービス	340,100	600.27	204,153,923	566.10	192,530,610	1.33
中国	株式	FOXCONN INDUSTRIAL INTERNE-A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	402,900	362.53	146,064,479	475.82	191,710,994	1.32
中国	株式	MIDEA GROUP CO LTD-A	耐久消費財・アパレル	155,100	1,138.44	176,573,411	1,182.37	183,385,916	1.26
ケイマン	株式	HUAZHU GROUP LTD-ADR	消費者サービス	32,240	7,282.84	234,799,009	5,544.41	178,752,023	1.23
中国	株式	SUNGROW POWER SUPPLY CO LT-A	資本財	76,700	2,434.59	186,733,339	2,320.16	177,956,294	1.23

HSBC チャイナ ファンド VA (適格機関投資家専用)

中国	株式	CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	資本財	2,060,000	91.13	187,729,537	78.62	161,967,500	1.12
中国	株式	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A	銀行	2,306,000	73.07	168,521,706	69.77	160,900,707	1.11
ケイマン	株式	TRIP.COM GROUP LTD	消費者サービス	31,146	5,714.05	177,969,986	5,026.80	156,564,816	1.08
中国	株式	CHINA RAILWAY CONSTRUCTION-A	資本財	765,700	189.37	145,006,820	194.92	149,257,440	1.03

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	ソフトウェア・サービス	18.25
		資本財	10.61
		銀行	9.42
		消費者サービス	8.21
		保険	6.36
		食品・飲料・タバコ	5.96
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.78
		エネルギー	4.60
		メディア・娯楽	4.12
		電気通信サービス	3.50
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.53
		自動車・自動車部品	2.26
		一般消費財・サービス流通・小売り	2.21
		耐久消費財・アパレル	1.90
		金融サービス	1.85
		不動産管理・開発	1.40
		半導体・半導体製造装置	1.22
		素材	0.59
		公益事業	0.50
		生活必需品流通・小売り	0.30
ヘルスケア機器・サービス	0.27		
		運輸	0.12
合計			90.96

(注) 当ファンドの業種分類は、世界産業分類基準 (G I C S) に基づいています。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	100,000.00	14,437,500	14,492,420	△0.10

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

3 運用実績

①純資産の推移

2023年6月末および同日前1年以内における各月末ならびに計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第12 計算期間末 (2014年1月30日)	3,795	3,795	3.5280	3.5280
第13 計算期間末 (2015年1月30日)	3,780	3,780	4.7015	4.7015
第14 計算期間末 (2016年2月1日)	1,834	1,834	3.8133	3.8133
第15 計算期間末 (2017年1月30日)	1,994	1,994	4.3934	4.3934
第16 計算期間末 (2018年1月30日)	2,054	2,054	6.6068	6.6068
第17 計算期間末 (2019年1月30日)	1,044	1,044	5.1141	5.1141
第18 計算期間末 (2020年1月30日)	994	994	5.6779	5.6779
第19 計算期間末 (2021年2月1日)	1,313	1,313	7.8591	7.8591
第20 計算期間末 (2022年1月31日)	850	850	6.3171	6.3171

HSBC チャイナ ファンド VA (適格機関投資家専用)

第 21 計算期間末 (2023 年 1 月 30 日)	834	834	6.5040	6.5040
2022 年 6 月末	885	—	6.6069	—
7 月末	823	—	6.1604	—
8 月末	824	—	6.1538	—
9 月末	762	—	5.6939	—
10 月末	639	—	4.9640	—
11 月末	718	—	5.5748	—
12 月末	725	—	5.6581	—
2023 年 1 月末	808	—	6.3010	—
2 月末	741	—	5.8349	—
3 月末	736	—	5.7982	—
4 月末	703	—	5.5334	—
5 月末	688	—	5.4061	—
6 月末	725	—	5.7185	—

② 分配の推移

期	計算期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 12 計算期間	2013 年 1 月 31 日～2014 年 1 月 30 日	0.0000
第 13 計算期間	2014 年 1 月 31 日～2015 年 1 月 30 日	0.0000
第 14 計算期間	2015 年 1 月 31 日～2016 年 2 月 1 日	0.0000
第 15 計算期間	2016 年 2 月 2 日～2017 年 1 月 30 日	0.0000
第 16 計算期間	2017 年 1 月 31 日～2018 年 1 月 30 日	0.0000
第 17 計算期間	2018 年 1 月 31 日～2019 年 1 月 30 日	0.0000
第 18 計算期間	2019 年 1 月 31 日～2020 年 1 月 30 日	0.0000
第 19 計算期間	2020 年 1 月 31 日～2021 年 2 月 1 日	0.0000
第 20 計算期間	2021 年 2 月 2 日～2022 年 1 月 31 日	0.0000
第 21 計算期間	2022 年 2 月 1 日～2023 年 1 月 30 日	0.0000

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%)
第 12 計算期間	2013 年 1 月 31 日～2014 年 1 月 30 日	9.3
第 13 計算期間	2014 年 1 月 31 日～2015 年 1 月 30 日	33.3
第 14 計算期間	2015 年 1 月 31 日～2016 年 2 月 1 日	△18.9
第 15 計算期間	2016 年 2 月 2 日～2017 年 1 月 30 日	15.2
第 16 計算期間	2017 年 1 月 31 日～2018 年 1 月 30 日	50.4
第 17 計算期間	2018 年 1 月 31 日～2019 年 1 月 30 日	△22.6
第 18 計算期間	2019 年 1 月 31 日～2020 年 1 月 30 日	11.0
第 19 計算期間	2020 年 1 月 31 日～2021 年 2 月 1 日	38.4
第 20 計算期間	2021 年 2 月 2 日～2022 年 1 月 31 日	△19.6
第 21 計算期間	2022 年 2 月 1 日～2023 年 1 月 30 日	3.0

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額 (分配落ち) に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

II 財務ハイライト情報

以下の情報は、【特別勘定で組入れる投資信託に関する詳細情報】の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている「1 財務諸表」から抜粋して記載したものです。ファンドの財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

HSBC チャイナ ファンド VA (適格機関投資家専用)

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第 20 期 2022 年 1 月 31 日現在	第 21 期 2023 年 1 月 30 日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	856,006,495	838,936,853
流動資産合計	856,006,495	838,936,853
資産合計	856,006,495	838,936,853
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	530,157	417,454
未払委託者報酬	4,665,332	3,673,534
その他未払費用	1,678	1,521
流動負債合計	5,197,167	4,092,509
負債合計	5,197,167	4,092,509
純資産の部		
元本等		
元本	134,682,494	128,358,989
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	716,126,834	706,485,355
(分配準備積立金)	493,935,903	473,835,390
元本等合計	850,809,328	834,844,344
純資産合計	850,809,328	834,844,344
負債純資産合計	856,006,495	838,936,853

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第 20 期 自 2021 年 2 月 2 日 至 2022 年 1 月 31 日	第 21 期 自 2022 年 2 月 1 日 至 2023 年 1 月 30 日
営業収益		
有価証券売買等損益	△216,351,677	31,123,869
営業収益合計	△216,351,677	31,123,869
営業費用		
受託者報酬	1,223,187	868,026
委託者報酬	10,763,956	7,638,507
その他費用	223,831	223,344
営業費用合計	12,210,974	8,729,877
営業利益又は営業損失 (△)	△228,562,651	22,393,992
経常利益又は経常損失 (△)	△228,562,651	22,393,992
当期純利益又は当期純損失 (△)	△228,562,651	22,393,992
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△22,039,287	△2,860,628
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	1,146,119,354	716,126,834
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,923,056	20,167,624
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	38,923,056	20,167,624
剰余金減少額又は欠損金増加額	262,392,212	55,063,723
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	262,392,212	55,063,723
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	716,126,834	706,485,355

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2022年1月30日が休日のため、信託約款第45条により、第20期計算期間末日を2022年1月31日としております。

Ⅲ 「特別勘定で組入れる投資信託に関する詳細情報」の項目

ファンドの沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定及び解約の実績については、「特別勘定で組入れる投資信託に関する詳細情報」に記載されています。
「特別勘定で組入れる投資信託に関する詳細情報」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 投資信託(ファンド)の現況
純資産額計算書
- III 設定および解約の実績

特別勘定で組入れる投資信託に関する詳細情報

I 投資信託(ファンド)の沿革

2002年5月8日 信託契約の締結、ファンドの運用開始

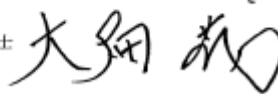
II 投資信託(ファンド)の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第21期計算期間(2022年2月1日から2023年1月30日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

HSBCアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



監査意見

当監査法人は、HSBC チャイナ ファンド VA (適格機関投資家専用) の2022年2月1日から2023年1月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HSBC チャイナ ファンド VA (適格機関投資家専用) の2023年1月30日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、HSBCアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

HSBCアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

1 財務諸表

HSBC チャイナ ファンド VA (適格機関投資家専用)

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 20 期 2022 年 1 月 31 日現在	第 21 期 2023 年 1 月 30 日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	856,006,495	838,936,853
流動資産合計	856,006,495	838,936,853
資産合計	856,006,495	838,936,853
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	530,157	417,454
未払委託者報酬	4,665,332	3,673,534
その他未払費用	1,678	1,521
流動負債合計	5,197,167	4,092,509
負債合計	5,197,167	4,092,509
純資産の部		
元本等		
元本	134,682,494	128,358,989
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	716,126,834	706,485,355
(分配準備積立金)	493,935,903	473,835,390
元本等合計	850,809,328	834,844,344
純資産合計	850,809,328	834,844,344
負債純資産合計	856,006,495	838,936,853

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 20 期 自 2021 年 2 月 2 日 至 2022 年 1 月 31 日	第 21 期 自 2022 年 2 月 1 日 至 2023 年 1 月 30 日
営業収益		
有価証券売買等損益	△216,351,677	31,123,869
営業収益合計	△216,351,677	31,123,869
営業費用		
受託者報酬	1,223,187	868,026
委託者報酬	10,763,956	7,638,507
その他費用	223,831	223,344
営業費用合計	12,210,974	8,729,877
営業利益又は営業損失 (△)	△228,562,651	22,393,992
経常利益又は経常損失 (△)	△228,562,651	22,393,992
当期純利益又は当期純損失 (△)	△228,562,651	22,393,992
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△22,039,287	△2,860,628
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	1,146,119,354	716,126,834
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,923,056	20,167,624
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	38,923,056	20,167,624
剰余金減少額又は欠損金増加額	262,392,212	55,063,723
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	262,392,212	55,063,723
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	716,126,834	706,485,355

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2022年1月30日が休日のため、信託約款第45条により、第20期計算期間末日を2022年1月31日としております。

(貸借対照表に関する注記)

第20期 2022年1月31日現在	第21期 2023年1月30日現在
1. 受益権の総数 134,682,494 口	1. 受益権の総数 128,358,989 口
2. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 6.3171 円 (63,171 円)	2. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 6.5040 円 (65,040 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第20期 自 2021年2月2日 至 2022年1月31日	第21期 自 2022年2月1日 至 2023年1月30日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 3,335,936 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 2,367,304 円
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 4,137,899 円	A 費用控除後の配当等収益額 17,212,893 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額 0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額 0 円
C 収益調整金額 558,434,637 円	C 収益調整金額 546,418,716 円
D 分配準備積立金額 489,798,004 円	D 分配準備積立金額 456,622,497 円
E 当ファンドの分配対象収益額 1,052,370,540 円	E 当ファンドの分配対象収益額 1,020,254,106 円
F 当ファンドの期末残存口数 134,682,494 口	F 当ファンドの期末残存口数 128,358,989 口
G 10,000口当たり収益分配対象額 78,137 円	G 10,000口当たり収益分配対象額 79,484 円
H 10,000口当たり分配金額 0 円	H 10,000口当たり分配金額 0 円
I 収益分配金金額 0 円	I 収益分配金金額 0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第20期 自 2021年2月2日 至 2022年1月31日	第21期 自 2022年2月1日 至 2023年1月30日
金融商品に対する取組方針		当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。	同左
金融商品の内容及びリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
金融商品に係るリスクの管理体制		運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることが	同左

<p>金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>あります。)において報告・審議され、組織的な対応が行われています。 運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。 コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。 リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
--------------------------------	---	---

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第 20 期 2022 年 1 月 31 日現在	第 21 期 2023 年 1 月 30 日現在
<p>貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>時価の算定方法</p>	<p>金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

第 20 期(2022 年 1 月 31 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△195, 252, 253
合計	△195, 252, 253

第 21 期(2023 年 1 月 30 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	33, 715, 314
合計	33, 715, 314

(デリバティブ取引に関する注記)

第 20 期(2022 年 1 月 31 日現在)

該当事項はありません。

第 21 期(2023 年 1 月 30 日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 20 期(自 2021 年 2 月 2 日 至 2022 年 1 月 31 日)

該当事項はありません。

第 21 期(自 2022 年 2 月 1 日 至 2023 年 1 月 30 日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

第 20 期 2022 年 1 月 31 日現在		第 21 期 2023 年 1 月 30 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	167,095,567 円	期首元本額	134,682,494 円
期中追加設定元本額	5,857,026 円	期中追加設定元本額	4,042,437 円
期中一部解約元本額	38,270,099 円	期中一部解約元本額	10,365,942 円

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	HSBCチャイナ マザーファンド	98,321,362	838,936,853	
合計		98,321,362	838,936,853	

(注 1) 券面総額の数値は口数で表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「HSBC チャイナ マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「HSBC チャイナ マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査対象外です。

貸借対照表

(単位：円)

2023年1月30日現在

資産の部	
流動資産	
預金	162,948,102
金銭信託	421,364
コール・ローン	219,744,172
株式	16,309,901,746
未収入金	440,717,371
流動資産合計	17,133,732,755
資産合計	17,133,732,755
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	663,000
未払金	217,336,417
未払利息	632
その他未払費用	275
流動負債合計	218,000,324
負債合計	218,000,324
純資産の部	
元本等	
元本	1,982,478,820
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	14,933,253,611
元本等合計	16,915,732,431
純資産合計	16,915,732,431
負債純資産合計	17,133,732,755

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 (以下「有価証券」という) 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。外国金融商品市場 (以下「海外取引所」という) に上場されている有価証券 原則として海外取引所における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。開示対象ファンドの計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号) 第60条及び第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

2023年1月30日現在	
1. 受益権の総数	1,982,478,820 口
2. 1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	8.5326 円
(10,000口当たり純資産額)	(85,326 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 2022 年 2 月 1 日 至 2023 年 1 月 30 日
金融商品に対する取組方針		当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
金融商品の内容及びリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。
金融商品に係るリスクの管理体制		運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。 運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。 コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。 リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	2023 年 1 月 30 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額		金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
時価の算定方法		株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

(2023 年 1 月 30 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	741,404,493
合計	741,404,493

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(デリバティブ取引に関する注記)

(通貨関連)

(2023年1月30日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	248,616,000	—	249,279,000	△663,000
	香港ドル	248,616,000	—	249,279,000	△663,000
合計		248,616,000	—	249,279,000	△663,000

時価の算定方法

為替予約取引

(1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②同期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2)同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自2022年2月1日至2023年1月30日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

2023年1月30日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年2月1日
期首元本額	2,067,464,883円
期中追加設定元本額	277,686,397円
期中一部解約元本額	362,672,460円
期末元本額	1,982,478,820円
元本の内訳※	
HSBCチャイナオープン	1,344,334,881円
HSBCチャイナファンドVA (適格機関投資家専用)	98,321,362円
HSBC中国株式ファンド (3ヶ月決算型)	539,822,577円

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

HSBC チャイナ ファンド VA (適格機関投資家専用)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	LI AUTO INC - ADR	40,197	24.970	1,003,719.09	
	HUAZHU GROUP LTD-ADR	43,981	50.230	2,209,165.63	
	KANZHUN LTD - ADR	39,815	25.720	1,024,041.80	
	PINDUODUO INC-ADR	38,575	104.680	4,038,031.00	
	TRIP.COM GROUP LTD	95,703	39.410	3,771,655.23	
米ドル 小計		258,271		12,046,612.75 (1,567,384,784)	
香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	1,552,000	4.300	6,673,600.00	
	CNOOC LTD	1,907,000	11.640	22,197,480.00	
	ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED	139,500	30.750	4,289,625.00	
	GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD-H	62,280	76.250	4,748,850.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD - H	1,170,000	4.460	5,218,200.00	
	AIR CHINA LIMITED-H	2,054,000	7.410	15,220,140.00	
	BYD CO LTD-H	19,500	246.200	4,800,900.00	
	NIO INC-CLASS A	64,970	93.500	6,074,695.00	
	LI NING CO LIMITED	159,000	81.000	12,879,000.00	
	SAMSONITE INTERNATIONAL SA	336,000	23.650	7,946,400.00	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP HOLDINGS	49,100	107.100	5,258,610.00	
	JTUMAOJIU INTERNATIONAL HOLD	355,000	22.400	7,952,000.00	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	60,500	72.700	4,398,350.00	
	NETEASE INC	211,880	144.700	30,659,036.00	
	JD.COM INC - CL A	174,389	251.400	43,841,394.60	
	MEITUAN-CLASS B	252,000	174.900	44,074,800.00	
	NEW MEITUAN-CLASS B	25,510	174.900	4,461,699.00	
	JD HEALTH INTERNATIONAL INC	47,100	70.200	3,306,420.00	
	CHINA RESOURCES BEER(HOLDINGS) CO LTD	158,000	62.850	9,930,300.00	
	TSINGTAO BREWERY COMPANY LIMITED-H	126,000	79.100	9,966,600.00	
	REMEGEN CO LTD-H	36,000	68.900	2,480,400.00	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	417,000	70.950	29,586,150.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	6,299,000	5.270	33,195,730.00	
	CHINA MERCHANTS BANK-H	321,000	52.700	16,916,700.00	
	CITIC SECURITIES CO LTD	139,500	19.040	2,656,080.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	385,000	15.160	5,836,600.00	
	PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHINA	584,000	64.200	37,492,800.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	310,000	39.700	12,307,000.00	
	COUNTRY GARDEN SERVICES HOLDINGS	239,000	22.800	5,449,200.00	
	POLY PROPERTY SERVICES CO LTD	94,800	60.050	5,692,740.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	835,632	117.300	98,019,633.60	
	BAIDU INC-CLASS A	152,938	136.900	20,937,212.20	
	KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	171,000	18.540	3,170,340.00	
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	251,000	415.000	104,165,000.00	
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP COMPANY	137,200	116.300	15,956,360.00		
XIAOMI CORP-CLASS B	320,600	13.460	4,315,276.00		
CHINA TELECOM CORP LTD	2,492,000	3.760	9,369,920.00		
CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	148,500	34.150	5,071,275.00		
香港ドル 小計		22,257,899		666,516,516.40 (11,077,504,502)	
オフショア人民元	JIANGSU CNANO TECHNOLOGY C-A	21,567	84.48116	1,822,005.17	
	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	27,090	452.11325	12,247,747.94	
	LUXSHARE PRECISIONIndustr-A	132,001	31.09779	4,104,939.37	
	NARI TECHNOLOGY CO LTD-A	228,840	26.79671	6,132,159.11	
	SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A	60,200	71.12782	4,281,894.76	
	SUNGROW POWER SUPPLY CO LT-A	67,100	128.58221	8,627,866.29	
	BYD CO LTD -A	17,037	270.13767	4,602,335.48	
	ZHEJIANG SHUANGHUAN DRIVEL-A	237,100	29.20732	6,925,055.57	
	ECOVACS ROBOTICS CO LTD-A	23,200	87.27186	2,024,707.15	
	HANGZHOU ROBAM APPLIANCES-A	214,700	30.92775	6,640,187.92	
	MIDEA GROUP CO LTD-A	272,000	57.09430	15,529,649.60	
	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	7,336	1,860.47604	13,648,452.22	

HSBC チャイナ ファンド VA (適格機関投資家専用)

WULIANGYE YIBIN CO LIMITED-A	65,800	208.77230	13,737,217.34
SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDIC-A	46,000	341.13545	15,692,230.70
IMEIK TECHNOLOGY DEVELOPME-A	17,500	612.05332	10,710,933.10
JIANGSU HENGRUI PHARMACEUTICALS CO LTD	139,800	43.55091	6,088,417.21
WUXI APPTTEC CO LTD-A	141,650	97.52443	13,814,335.50
CITIC SECURITIES CO-A	416,100	21.67543	9,019,146.42
POLY DEVELOPMENTS AND HOLD-A	684,100	15.80396	10,811,489.03
HUNDSUN TECHNOLOGIES INC-A	122,100	46.22158	5,643,654.91
LONGSHINE TECHNOLOGY GROUP-A	80,778	25.36635	2,049,043.02
VENUSTECH GROUP INC-A	106,384	30.16756	3,209,345.70
SUZHOU DONGSHAN PRECISION-A	96,300	26.45663	2,547,773.46
JA SOLAR TECHNOLOGY CO LTD-A	128,400	66.01654	8,476,523.73
STARPOWER SEMICONDUCTOR LT-A	4,410	345.50655	1,523,683.88
オフショア人民元 小計	3,357,493		189,910,794.58 (3,665,012,460)
合計	25,873,663		16,309,901,746 (16,309,901,746)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)です。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建保有価証券に係わるもので、内書です。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建保有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 5 銘柄	100.0%	9.6%
香港ドル	株式 38 銘柄	100.0%	67.9%
オフショア人民元	株式 25 銘柄	100.0%	22.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書

HSBC チャイナ ファンド VA (適格機関投資家専用)

(2023年6月30日現在)

I 資産総額	728,719,311円
II 負債総額	3,261,169円
III 純資産総額(I-II)	725,458,142円
IV 発行済口数	126,861,519口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	5.7185円
(1万口当たり純資産額)	(57,185円)

(参考) HSBC チャイナ マザーファンド

(2023年6月30日現在)

I 資産総額	14,569,222,814円
II 負債総額	60,359,532円
III 純資産総額(I-II)	14,508,863,282円
IV 発行済口数	1,925,417,955口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	7.5354円
(1万口当たり純資産額)	(75,354円)

Ⅲ 設定および解約の実績

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第 12 計算期間	2013 年 1 月 31 日～2014 年 1 月 30 日	16,722,632	745,467,980	1,075,855,031
第 13 計算期間	2014 年 1 月 31 日～2015 年 1 月 30 日	36,449,715	308,171,912	804,132,834
第 14 計算期間	2015 年 1 月 31 日～2016 年 2 月 1 日	17,261,629	340,364,997	481,029,466
第 15 計算期間	2016 年 2 月 2 日～2017 年 1 月 30 日	100,823,304	127,869,183	453,983,587
第 16 計算期間	2017 年 1 月 31 日～2018 年 1 月 30 日	24,255,313	167,300,531	310,938,369
第 17 計算期間	2018 年 1 月 31 日～2019 年 1 月 30 日	14,637,425	121,239,205	204,336,589
第 18 計算期間	2019 年 1 月 31 日～2020 年 1 月 30 日	16,277,301	45,412,102	175,201,788
第 19 計算期間	2020 年 1 月 31 日～2021 年 2 月 1 日	34,493,588	42,599,809	167,095,567
第 20 計算期間	2021 年 2 月 2 日～2022 年 1 月 31 日	5,857,026	38,270,099	134,682,494
第 21 計算期間	2022 年 2 月 1 日～2023 年 1 月 30 日	4,042,437	10,365,942	128,358,989

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。